

生駒市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、次のとおり公表する。

平成25年12月26日

生駒市監査委員 藤本 勝美
生駒市監査委員 井上 圭吾

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成25年11月6日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

政務調査費（平成25年3月1日施行の自治法の一部改正により、「政務調査費」は「政務活動費」に改められたが、本件請求は平成24年度交付分を対象としていることから、改正前の自治法を適用し、以下、「自治法」と表記しているものは改正前の自治法を指す。また、本件監査請求書において「政務活動費」と表記してある部分について、請求人に確認のうえ、すべて「政務調査費」に読み替えて監査を実施した。）は、自治法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付できるとしている。このことは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解され、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自主的判断に委ねられるものであるが、他方では、同条第15項の規定により当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）の提出を義務付けており、その用途の透明性を確保しようとする趣旨と解される。

生駒市では生駒市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）（以下「政務調査費条例」という。）及び生駒市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年6月規則第18号）（以下「政務調査費規則」という。）（いずれも、平成25年3月1日施行の自治法改正に伴う改正前のもの。）において用途基準を定め、また、用途の透明性を確保するため収支報告書の提出を義務付けている。

しかし、生駒市が平成24年度に交付した政務調査費のうち、以下に掲げる各支出については、法・条例の目的とは矛盾し、議員にとって都合よく解釈し、あるいは拡大解釈され、使途基準に合致しない目的外使用がされた違法な支出であるから、不当利得として返還する義務を負うべきである。

(1) 資料購入費

会派「凜翔」（以下「凜翔」という。）が購入した書籍「第三次中東戦争全史」7,140円、「野中広務回顧録」2,940円（監査請求書及び収支報告書では、書籍名が「ビジネス」となっているが、監査の過程で書籍名が判明した。）、「同和と暴力団」700円、「パリ解放1944-49」4,410円及び「ピストルと荊冠」1,575円については、いずれも個人の趣味的なものであり、政務調査活動に資する支出とはとても考えられず違法・不当な支出である。

(2) 広報費

中浦新悟議員（無会派）（以下「中浦議員」という。）が支出したHP管理費132,000円及び桑原義隆議員（無会派）（以下「桑原議員」という。）が支出したウェブ運営・メンテナンス費272,135円については、インターネット回線等を利用した広報活動を行うことは認められるが、インターネット回線等は議会活動その他種々の活動に利用され、この費用には、政務調査活動と議員活動が混在しており、明確に区分できないのが実情である。そのため、全額を広報費とするのは不当であり、政務調査費と議員活動費は按分すべきであるから、2分の1を超える支出は政務調査費に資する支出とはいえず違法・不当な支出である。

2 求める措置内容

生駒市長に対し、平成24年度に支出された政務調査費のうち、違法・不当な支出に係る金額、凜翔が資料購入費として支出した金額、中浦議員が広報費のうちHP管理費として支出した金額の2分の1及び桑原議員が広報費として支出した金額の2分の1について、返還請求する等必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

山田正弘監査委員については、自治法第199条の2の規定により除斥とした。

2 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成25年11月28日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から請求内容の補足説明があった。新たな証拠の提出はなかった。

3 監査の対象事項

生駒市が平成24年度に交付した政務調査費のうち、凜翔が資料購入費（書籍代）として支出した16,765円、中浦議員が広報費のうちHP管理費として支出した132,000円及び桑原議員が広報費（ウェブ運営・メンテナンス費）として支出した275,000

円（請求人が目的外支出として指摘しているのは、272,135円（24年4月分～25年2月分の一部）であるが、請求の内容、事実を証する書類等から判断し、24年4月分～25年2月分の全額275,000円を監査対象とした。）（これらの支出を併せて、以下「本件政務調査費」という。）について、それぞれ自治法、政務調査費条例等の規定による趣旨、目的、使途基準等を逸脱した違法又は不当な支出であるかどうかを監査の対象とした。

4 監査の対象部局等

生駒市議会事務局を監査の対象とし、必要な資料の提出を求めた。また、議会事務局長、議会事務局次長及び議会事務局庶務調査係長の出席を求め、平成25年11月28日に事情聴取を行った。

第4 監査の結果

主文

- 1 凜翔が政務調査費として平成24年度に支出した、資料購入費16,765円について、市長は返還を求めるなど適切な措置を講じ、講じた措置の内容を平成26年2月28日までに報告するよう勧告する。
- 2 中浦議員が広報費のうちHP管理費として支出した132,000円及び桑原議員が広報費（ウェブ運営・メンテナンス費）として支出した275,000円についての措置請求を棄却する。

事実及び判断理由

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに提出された資料及び関係職員の事情聴取に基づき、次のように事実を確認した。

(1) 政務調査費の交付に係る根拠法令等

自治法第100条第14項において、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるとされ、同条第15項では、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとするとして定めている。

生駒市においては、自治法の規定に基づき、平成13年7月1日に政務調査費条例及び政務調査費規則を施行している。政務調査費条例では、第1条において、市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付すると規定し、第2条では、政務調査費は生駒市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）に対して交付するものとし、第3条において、政務調査費の交付額について、1人当たり月額30,000円を交付するものと定めている。また、交付後の手続きに関する規定として、政務調査費条例第7条第1項において、政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、収支報告書及び領収書等の支出に関する証拠書類（以下これらを「収支報告書等」という。）を議長に提出しなければならないとし、第9条では、交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がそ

の年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならないと定めている。

(2) 政務調査費の使途基準

政務調査費の使途については、政務調査費が、市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであることをふまえ、政務調査費条例第5条において、政務調査費の交付を受けた会派は、市長が規則で定める使途基準（以下「本件使途基準」という。）に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないと規定している。これに基づき、政務調査費規則第5条及び別表において、本件使途基準を定めている。

なお、本件政務調査費に係る項目について、本件使途基準の規定は以下のとおりとなっている。

項 目	内 容
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、又は広報活動をするために要する経費 (広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等)

(3) 本件政務調査費交付等に係る手続き

本件政務調査費に係る交付先会派である凜翔、中浦議員及び桑原議員（以下、併せて「本件各会派」という。）の、平成24年度における政務調査費の交付手続きについては以下のとおりである。

ア 凜翔

政務調査費交付申請書提出	平成24年4月4日
申請金額	1,800,000円 (30,000円×5名×12か月分)
交付決定	平成24年4月9日(決定額は申請額と同額)
前期分(4月～9月分)交付	平成24年4月25日 交付額900,000円
後期分(10月～3月分)交付	平成24年10月25日 交付額900,000円
収支報告書等の提出	平成25年4月25日 残余额1,586,985円
残余额の戻入	平成25年4月26日

イ 中浦議員

政務調査費交付申請書提出	平成24年4月4日
申請金額	360,000円 (30,000円×1名×12か月分)
交付決定	平成24年4月9日 (決定額は申請額と同額)
前期分(4月～9月分)交付	平成24年4月25日 交付額180,000円
後期分(10月～3月分)交付	平成24年10月25日 交付額180,000円
収支報告書等の提出	平成25年4月23日 残余额0円(支出額460,860円)

ウ 桑原議員

政務調査費交付申請書提出	平成24年4月4日
申請金額	360,000円 (30,000円×1名×12か月分)
交付決定	平成24年4月9日 (決定額は申請額と同額)
前期分(4月～9月分)交付	平成24年4月25日 交付額180,000円
後期分(10月～3月分)交付	平成24年10月25日 交付額180,000円
収支報告書等の提出	平成25年4月24日 残余额0円(支出額362,864円)

(4) 本件政務調査費の使途

ア 凜翔

本件監査請求の対象となっているのは、資料購入費16,765円であり、全額が書籍購入費である。

当該書籍の書籍名、金額及び購入目的については、以下のとおりである。なお、購入目的については収支報告書等に記載はないため、監査対象部局が当該会派に調査確認し、明らかにしたものである。

①書籍名「第三次中東戦争全史」 金額7,140円

②書籍名「パリ解放1944-49」 金額4,410円

①及び②の購入目的

戦争という事象を研究することによって人間の行動心理だけでなく、政治がどう関わり、主導しているかがわかる。今、国際化ということで、国境を超えて人、もの、情報が動く中で、様々な摩擦が生じているが、それぞれの国の歴史の中における戦争について研究することにより、平和的なつながりを大切にした国際化に自治体がどう関わっていくか研さんするのに寄与するものである。

③書籍名「野中広務回顧録」 金額2,940円

④書籍名「同和と暴力団」 金額 700円

⑤書籍名「ピストルと荊冠」 金額1,575円

③、④及び⑤の購入目的

同和問題に対して、バブル経済を時代背景にして執行機関、金融機関を中心とする民間企業及び関係団体、政治家介在等のそれぞれにからむ暴力組織という構図がどう市民社会に影響したのか。金融機関と反社会的組織とのつながりは、現在にも続く事例であるため、これらを学ぶことにより市政の推進に寄与するものである。

以上5冊の書籍を購入した目的として、戦争と差別は、人類の抱える問題として、いつの時代も大きな問題であり課題である。これはマクロ的な問題だが、ミクロ的観点からは一自治体にも大きく影響を及ぼす問題である。また、私たちは現在の事象だけに目を向けがちだが、過去の積み重ねの中に現在がある。そのため、書籍により様々な歴史を学ぶことは、身近な市政の推進に寄与するものであるとの説明であった。

イ 中浦議員

本件監査請求の監査対象となっているのは、広報費総額435,240円のうち、HP管理費132,000円である。

この経費は、中浦議員が開設しているホームページのデザイン制作、ページ制作、サーバーへのアップロード及び設定、サーバー管理、ホームページの更新等の業務に要する費用及びサーバーの使用料であり、インターネット接続料、インターネット回線使用料等の経費は含まれていない。また、当該ホームページの内容は、自身のプロフィール、活動報告、自身の考え・主張等で構成され、市の政策に対する自身の主張、市議会での活動報告等が主な内容となっている。

ウ 桑原議員

本件監査請求の対象となっているのは、広報費275,000円であり、全額がウェブ運営・メンテナンス費である。

この経費は、桑原議員が開設しているホームページの更新時のサイト内デザインの調整、サーバー内データのメンテナンスの業務に要する費用、ドメイン管理料、サーバーの管理料等であり、インターネット接続料、インターネット回線使用料等の経費は含まれていない。当該ホームページの内容は、自身の経歴、活動報告、自身の主張等で構成され、市の政策に対する自身の主張、市議会での活動報告等が主な内容となっている。

2 判断理由

自治法第100条第14項及び第15項の規定では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として政務調査費を交付することができるものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであり、併せて、情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することとされている。生駒市においても、自治法の規定及び趣旨を踏まえ、政務調査費条例において、政務調査費は本件用途基準に従って使用し、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならないとし、透明性を確保する観点から収支

報告書等の提出等について定めている。

資料購入費に充てることができる使途の基準について、本件使途基準では、「会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」と定めている。制度の趣旨を鑑みると、政務調査費を用いて会派が行う調査研究活動は、市政について無関係であってはならず、少なくとも、市政との関連性が必要であり、また、政務調査費条例第9条の規定により、交付を受けた会派は、交付された政務調査費の総額から必要な経費として支出した額を控除して残余があるときにはその残余額を返還しなければならないと定めているうえ、政務調査費の給源が公金であることに照らすと、必要な経費かどうか不明なものは、返還の対象となると解するのが相当である（平成21年2月26日名古屋高等裁判所判決平成20年(行コ)第32号）。凜翔が購入した書籍について、収支報告書等から明らかになるのは書籍名と金額のみであり、それらの情報だけでは、各々の書籍が市政にどのように関係しているかは不明である。購入目的について、本監査における会派の説明によれば、「国際化に一自治体がどう関わっていくか研さんするのに寄与する」、「様々な歴史を学ぶことは、身近な市政の推進に寄与する」等の目的で購入したことがうかがわれる。議員が様々な視点から知識を広めかつ知見を深めることは、市政に寄与し有益であるが、公費をもって当該書籍を購入することが相当であると認められる程度に市政との関連性が明確であるとはいえない。確かに、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分がある（平成22年3月23日最高裁判所第三小法廷判決平成21年(行ヒ)第214号）が、そのような事情を考慮しても、当該書籍購入に要した経費が、市政についての調査研究活動に必要な経費かどうか具体的に明らかでない以上、本件使途基準に該当する経費と認めることはできない。よって、主文1のとおり勧告することとした。

広報費に充てることができる使途の基準について、本件使途基準では、「会派が調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告し、又は広報活動をするために要する経費（広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等）」と定めている。

中浦議員が支出した広報費のうちHP管理費について、その内訳はホームページの制作、更新、それに伴うサーバー使用料等であり、請求人の主張するようなインターネット回線使用料やインターネット接続料等といった、本件使途基準に定めのない使途に要する費用に該当するような支出は含まれていない。また、当該ホームページの内容をみると、議員としての活動報告、本人の主張、プロフィール等で構成されており、その中でも、市議会等の活動報告や市の政策等に対する意見等を述べた部分が多くを占めており、政務調査費の趣旨や本件使途基準に違反するような内容とは認められない。よって、当該HP管理費について政務調査費として支出したことは妥当であると判断し、主文2のとおり請求を棄却することとした。

桑原議員が支出した広報費のウェブ運営・メンテナンス費について、その内訳はホームページの更新、サーバー内データのメンテナンス費用、サーバー管理料等であり、請求人の主張するようなインターネット回線使用料やインターネット接続料等といった、本件使途基準に定めのない使途に要する費用に該当するような支出は含まれていない。当該ホームページの内容をみると、議員としての活動報告、本人の主張、経歴等で構成されており、市議会等の活動報告や市の政策等に対する意見等を述べた部分が多くを占め、政務調査費の趣旨や本

件用途基準に違反するような内容とは認められず、当該ウェブ運営・メンテナンス費について政務調査費として支出したことは妥当であると判断し、主文2のとおり請求を棄却することとした。

以上のことから、本件住民監査請求について、主文のとおり決定する。

以上